

倉浜衛生施設組合  
事業継続計画（BCP）策定業務  
概要仕様書

令和 7 年 5 月

倉浜衛生施設組合

## 第1章 総則

### 1 業務目的

本業務は、倉浜衛生施設組合（以下「組合」という。）の管理施設（熱回収施設及びリサイクルセンター、一般廃棄物最終処分場、汚泥再生処理センター）が大規模災害を受けた際に早急に処理機能を再開し、災害廃棄物処理及び地域の生活を復旧させるため、「倉浜衛生施設組合事業継続計画（BCP）」の策定することを目的とする。

### 2 施設概要

- （１）エコトピア池原（熱回収施設） 沖縄県沖縄市字池原 3394 番地  
施設規模：309 t/日（103 t/24 h×3 炉）
- （２）エコループ池原（リサイクルセンター） 沖縄県沖縄市字池原 3394 番地  
施設規模：82 t/日
- （３）宜野湾清水苑（汚泥再生処理センター） 沖縄県宜野湾市伊佐 4 丁目 9 番 6 号  
処理能力：29 k l/日（し尿：8 kℓ/日＋浄化槽汚泥：21 kℓ/日）、  
生ごみ（調理残渣）400 k g/日
- （４）エコボウル倉浜（最終処分場） 沖縄市字倉敷 111 番地  
埋立処分場 埋立容量 400,000 m<sup>3</sup>  
浸出水処理施設 処理能力：140 m<sup>3</sup>/日

### 3 業務概要

- （１）業 務 名 倉浜衛生施設組合事業継続計画（BCP）策定業務委託
- （２）業務場所 倉浜衛生施設組合
- （３）履行期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- （４）業務内容
  - ア 計画準備
  - イ 基礎データ・関連資料の収集整理
  - ウ 施設の実態把握
  - エ 災害発生時に生じる課題・問題点の抽出
  - オ 優先業務の選定（事業継続計画対象業務の選定）
  - カ 対策内容の検討

- キ 事業継続計画の作成
- ク 事業継続計画運用方法の検討
- ケ 関係機関協議の運営補助
- コ 報告書の作成
- カ 打合せ協議

#### 4 関係法令及び計画等の遵守

受託者は、次に示す主な図書及び法令、基準、指針、計画等を遵守して本業務を実施する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律・施行令・施行規則
- (2) 大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）
- (3) 「事業継続ガイドライン」（内閣府：平成25年8月改定）
- (4) 「事業継続ガイドライン解説書」（内閣府：平成26年7月）
- (3) 沖縄県災害廃棄物処理計画（平成29年3月）
- (4) 沖縄市地域防災計画（令和2年3月修正）
- (5) 沖縄市災害廃棄物処理計画（令和6年3月）
- (6) 宜野湾市地域防災計画（令和4年3月）
- (7) 宜野湾市一般廃棄物処理基本計画（令和4年3月改定）
- (8) 北谷町地域防災計画（令和4年3月）
- (9) 北谷町一般廃棄物処理基本計画（平成30年3月）
- (10) その他発注者が必要と認める図書等

#### 5 疑義の解決

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、本組合と協議を行った上、その指示に従うこと。

#### 6 中立性の確保と秘密保持

受託者は、中立性を確保するとともに、業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

#### 7 関係機関等との協議

本組合が関係機関等との協議については地元説明会等の開催を必要とする場合、受託者は誠意

をもってこれにあたるとともに、諸手続きについては、受託者の責任において適正に処理する。

## 8 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、本組合の指示により変更する場合は、この限りではない。また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うこと。

## 9 管理技術者及び照査技術者等

受託者は、管理技術者及び照査技術者、担当技術者をもって秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する自社の技術者を配置しなければならない。なお、管理技術者は、照査技術者を兼ねることができない。

### 1. 管理技術者の資格

管理技術者は次の資格のいずれかを有する者とする。

- (1) 技術士法に定める技術士(衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環)の資格を有する者。
- (2) 技術士法に定める技術士(建設部門のうち選択科目：河川、砂防及び海岸)の資格を有する者。

### 2. 照査技術者の資格

照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。

- (1) 技術士法に定める技術士(総合技術監理部門のうち選択科目：衛生工学：廃棄物・資源循環)の資格を有する者。
- (2) 技術士法に定める技術士(衛生工学部門のうち選択科目：廃棄物・資源循環)の資格を有する者。
- (3) 技術士法に定める技術士(建設部門のうち選択科目：河川、砂防及び海岸)の資格を有する者。

### 3. 担当技術者の資格

- (1) R C C M(衛生工学部門)またはR C C M(河川、砂防及び海岸部門)の資格を有する者。

## 1 0 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本組合が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本組合に提出し、業務の完了とともに返却すること。

## 1 1 成果品の検査と納品

受託者は、業務の完了に際し、本組合担当職員による業務完了検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。

## 1 2 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、本組合が定める次の書類を提出すること。

1. 着手時：着手届、工程表、管理技術者選任届及び資格を証明できる書類、経歴書
2. 各 月：業務日報、その他指示するもの
3. 完了時：完了届、引渡書、打合せ記録簿、その他指示するもの

## 1 3 成果品等

|                      |                        |       |
|----------------------|------------------------|-------|
| (1) 事業継続計画 (BCP)     | A 4 版パイプファイル (黒表紙、金文字) | 1 部   |
| (2) 事業継続計画 (BCP)     | A 4 版パイプファイル           | 6 部   |
| (3) 事業継続計画 (BCP) 概要版 | A 4 版レールクリアフォルダ A 4 版  | 5 0 部 |
| (4) 業務報告書            |                        | 1 部   |
| (5) 上記の電子データ         |                        | 1 式   |

## 第2章 特記事項

### 1 計画準備

受注者は、業務に先立ち、資料を収集・整理するとともに、施設周辺の地形特性・自然条件及び社会条件等を十分に把握するものとする。

### 2 基礎データ・関連資料の収集整理

施設周辺の想定される災害等の資料を収集整理し、地域の災害リスクを把握する。また、災害に対する事業継続計画に関連した沖縄県や関係自治体における既定の防災計画を収集整理する。

### 3 施設の実態把握

施設の実態把握として、倉浜衛生施設組合による平常時の施設の稼働状況や管理体制等を把握する。また、保有している設備や燃料備蓄量なども把握する。

収集整理をした基礎データ・関連資料等から、災害時に行政から必要とされている対応を把握し、対象とする業務の範囲を明確する。

### 4 災害発生時に生じる課題・問題点の抽出

整理した内容を踏まえ、倉浜衛生施設組合による管理施設及び周辺で想定される地震・高潮・津波等による被害を把握し、施設に影響を及ぼす項目を抽出するとともに、復旧を実施するにあたっての代替施設・機能等の可能性を検討する。

#### (1) 地震規模等の設定と被害想定

- ①地震規模の設定
- ②津波規模の設定
- ③水害規模の設定
- ④対象施設等の耐震化及び津波対策状況
- ⑤重要情報の保管及びバックアップの現状
- ⑥被害想定

### 5 優先業務の選定

災害発生後における重要業務を継続することを念頭に職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるように業務の優先順位を選定する。通常業務のうち、災害発生後においても施設機能維持

等のための重要業務と、災害発生後において新たに発生する災害対応業務を対象とする。災害対応業務は、関係自治体における既定の防災計画で当該施設が求められている対応も考慮する。

- (1) 優先実施業務（遅延による影響の把握）
- (2) 優先実施業務の対応の目標時間と実施方法
- (3) 優先実施業務に必要なリソースの被害と対応策の検討表作成

## 6 対策内容の検討（発災後に早期に復旧するための検討）

選定した優先業務を発災後に早期に復旧するための対策内容を検討する。

### (1) 事前対策

災害リスクに対して被害軽減のための対策内容を検討する。

- ①データのバックアップ及び資機材の確保
- ②関連行政部局との連絡 協力体制の構築（人・モノの配分の調整）
- ③他の地方公共団体との支援ルールの確認
- ④受援体制の整備と充実
- ⑤民間企業等との協定締結・見直し
- ⑥住民等への情報提供及び協力要請
- ⑦その他の対策

### (2) 発災直後における対策

災害直後に優先業務を実施するための具体の対応策を事前に検討し、発災直後から優先業務が円滑に進む方法を検討する。

- ①災害発生時の業務継続戦略総括表
- ②災害対応拠点と非常参集
- ③対応体制 指揮命令系統図
- ④避難誘導 安否確認
- ⑤被害状況の把握（チェックリスト）
- ⑦災害発生直後の連絡先リスト

### (3) 事後対策

発災後に施設を稼働させるために必要な対策内容を検討する。

- ①代替拠点の検討
- ②保有資機材と調達先

## 7 事業継続計画案の作成

検討結果及び関係期間協議を踏まえて、「倉浜衛生施設組合 事業継続計画（BCP）（仮）」  
としてとりまとめる。

（計画構成案）

事業継続計画の概要

### 1.はじめに

- （１）背景（事業継続計画の必要性）
- （２）事業継続推進協議会

### 2.基本情報

- （１）基本情報について
- （２）地域特性について
- （３）倉浜衛生施設組合による業務について
- （４）想定される災害の整理
- （５）問題点・課題の把握

### 3.発災前にすべきこと

- （１）発災前にすべきこと
- （２）事前対策の実施
- （３）事業継続計画の普及
- （４）事業継続計画訓練の実施
- （５）見直し・改善

### 4.発災後にすべきこと

- （１）発災後対応の流れ
- （２）情報収集
- （３）事業継続計画協議会の開催準備
- （４）事業継続計画協議会の開催（事後対策の検討）
- （５）直前対策・事後対策の実施

## 8 事業継続計画運用方法の検討

作成した事業継続計画に実行性を持たせるために普及啓発、及び継続的な運用、改善していくための訓練計画の検討を行う。

訓練実施後は出てきた課題を整理し、事業継続計画の改善点等を取りまとめる。また、策定した事業継続計画の最新性を保ちつつ、計画全体の実効性を高めるため維持改善計画を策定する。

### (1) 訓練計画

- ①読み合わせ訓練
- ②情報伝達訓練
- ③図上訓練

### (2) 維持改善計画

- ①事業継続計画の定期的な点検項目
- ②事業継続計画責任者による統括的な点検項目
- ③職員及び重要関係先への定期的周知

## 9 関係機関協議の運営補助

事業継続計画の策定にあたり、関係者（各市町、その他関係する業者等）による協議会を開催し検討・協議を行う。協議会の開催にあたり、会議資料作成、会議出席、結果の取りまとめ等の運営補助を行う。協議会の開催は4回を予定する。

協議会の内容（案）

- 1回目：協議会の設立、規約、メンバーの確定、事業継続計画の概要説明等
- 2回目：地域実態の把握、災害発生時の課題・問題点の抽出、
- 3回目：対策内容、役割分担等の説明及び意見交換
- 4回目：事業継続計画の策定、今後の運用計画の説明

## 10 打合せ協議

業務を円滑に行うため、下記の各段階で必要な事項について協議を行うこと。また、その他必要が生じた際も随時協議を行うものとする。

- (1) 初回打合せ（業務開始時）
- (2) 中間打合せ（3回予定）
- (3) 最終打合わせ（業務完了時）